



# 鳥取県公報

平成12年 7月11日(火)

第 7 1 9 6 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	特定非営利活動法人の設立の認証の申請（県民生活課）	1
	保安林の指定の解除（森林保全課）	1
	保安林の指定予定（々）	2
	県道の路線の認定（道路課）	2
	出納長の権限に属する事務の一部の委任（会計課）	3

## 告 示

### 鳥取県告示第432号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第10号及び第11号に掲げる書類は、平成12年8月27日までの間、鳥取県生活環境部県民生活課において公衆の縦覧に供する。

平成12年 7月11日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 申請のあった年月日  
平成12年 6月27日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人鳥取県わかば断酒会
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名  
入澤 眞臣
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地  
境港市岬町 1 - 8
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、未成年者の飲酒問題や一般市民の酒害等アルコール依存症対策のために講習会を開催して、地域社会で酒害に悩む人々に対して断酒を勧める啓発活動を行い、酒害教育の推進を図りながら、産業の精神保健運動と社会福祉運動の一翼を担い、酒害相談や酒害者の社会復帰促進を篤志奉仕で実践する事業を行い、もって真に人間性あふれた住みやすい社会を創造して、精神保健と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

### 鳥取県告示第433号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成12年7月11日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 1 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡河原町大字高福字大ガンキヤウ宮ノ上775の3・775の8（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

## 2 保安林として指定された目的

なだれの危険の防止

## 3 解除の理由

道路用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び河原町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

**鳥取県告示第434号**

次のように保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成12年7月11日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 1 保安林予定森林の所在場所

米子市彦名新田150、418、420、444、642、662、境港市中海干拓地476から479まで

## 2 指定の目的

風害の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

**鳥取県告示第435号**

道路法（昭和27年法律第180号）第7条の規定に基づき、県道の路線を次のように認定する。

その関係図面は、鳥取県土木部道路課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成12年7月11日

鳥取県知事 片 山 善 博

整理番号	路線名	起 点	終 点	重要な経過地
152	青谷インター線	気高郡青谷町大字青谷	気高郡気高町大字八東水	

**鳥取県告示第436号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、出納長をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同条第5項において準用する同法第170条第4項後段の規定により告示する。

平成12年7月11日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 委任させた事務  
第44回鳥取県美術展覧会に係る出品料の収納事務
- 2 委任を受けた出納員  
鳥取県教育委員会事務局文化課  
課長補佐 村尾 一史  
文化係長 中尾 弘  
主 任 田中 幸恵
- 3 平成12年8月27日から同月30日まで